

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表三(一) 平十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 平成18年4月1日以前に開始した事業年度については、平成18年改正前の租税特別措置法第68条の2第1項第3号に掲げる同族会社(当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の同族会社)で、「30」欄が0.5以下となる法人をいいます。が、「28」欄の適用を受ける場合には、「28」欄のみを記載の上、この明細書を確定申告書に添付してください。また、当該事業年度に「14」欄については、当該同族会社以外の同族会社にあつては、「28」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「35」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「33」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当 期 留 保 金 額 の 計 算	留保所得金額 (別表四「38の②」+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額)	1	円	所 得 基 準 額 の 計 算	所得金額総計 (別表四「30の①」)	16	円
	前期末配当等の額 (前期の(3))	2			受取配当等の益金不算入額 (別表八「12」又は「24」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	17	
	当期末配当等の額	3			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「16」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)	18	
	法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	4			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十二「42」)	19	
	住民税額の計算 住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」-別表六(一)「23の計」-別表六(七)「13」-別表六(八)「19」-別表六(九)「28」-別表六(十二)「27」-別表六(十五)「20」-別表六(十六)「28」-別表六(十九)「30」-別表六(二十二)「27」-別表六(二十六)「9」)	5			沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	20	
	住民税額 (5)×20.7%	6			取用等の場合等の所得の特別控除額(別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	21	
	当期留保金額 (1)+(2)-(3)-(4)-(6)	7			肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十六「22」)	22	
	期末資本金の額又は出資金の額	8			特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額	23	
	同上の25%相当額	9			課税済留保金額の損金算入額 (別表十七(二)の二)「35」)	24	
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)又は((別表五(一)「31の①」)-(2))	10			課税対象留保金額の益金算入額 (別表十七(二)「40」)	25	
	期中増減 適格合併等により増加した利益積立金額	11			所得等の金額 (16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)-(25)	26	
	適格分割型分割等により減少した利益積立金額	12			所得基準額 (26)×(35%、40%又は50%)	27	
	期末利益積立金額 (10)+(11)-(12)	13			自己資本基準額の計算 前期末の総資産の額	28	
	積立金基準額 (9)-(13)	14			前期末の自己資本の額 (前期末資本金等の額)+(前期末利益積立金額等)+(前期末同族株主借入金等の額)	29	
	定額基準額 (1,500万円又は2,000万円)× $\frac{1}{12}$	15			前期末の自己資本比率 $\frac{29}{28}$	30	
留保金額に対する税額の計算				自己資本基準額 (28)-(29)× $\frac{3}{7}$ -(29)	31	円	
課税留保金額				留保控除額 (14)、(15)、(27)と(31)のうち多い金額)	32		
年3,000万円相当額以下の金額 (33)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	34	円 0 0 0	(34)の10%相当額	38	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額((33)-(34)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(34))のいずれか少ない金額	35	0 0 0	(35)の15%相当額	39			
年1億円相当額を超える金額 (33)-(34)-(35)	36	0 0 0	(36)の20%相当額	40			
計 (33) (34)+(35)+(36)	37	0 0 0	計 (38)+(39)+(40)	41			
課税留保金額				課税留保金額 (7)-(32)	33	0 0 0	